

## 議 案 第 2 号

### 専決処分の報告及び承認について

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年4月1日を施行日として介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が同年3月30日に公布されたことに伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る市町村が定める保険料率の減額割合が引き上げられたことから、特に緊急を要すると認め、低所得の第1号被保険者に対する介護保険料を減額し、負担の軽減を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得の第1号被保険者に対する介護保険料を減額し、負担の軽減を図るため。

## 松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第1号中「23,400円」を「18,480円」に改め、同項第2号中「36,600円」を「28,440円」に改め、同項第3号中「45,840円」を「44,280円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。